

後発医薬品（ジェネリック医薬品）安心使用促進事業業務委託

企画提案募集要領

平成30年10月

山梨県福祉保健部衛生薬務課

目 次

1	後発医薬品（ジェネリック医薬品）安心使用促進事業 の概要と提案を求める理由	3
2	業務の内容	
	（1）名称	3
	（2）委託内容	3
	（3）予算上限額	3
	（4）契約期間	3
3	企画提案に係る日程	3
4	企画提案の参加資格	
	（1）提案参加資格	4
	（2）参加表明書及び添付書類	4
	（3）参加表明書の提出期限	4
	（4）参加表明書の提出場所	4
	（5）参加表明書の提出方法	4
5	企画提案に係るスケジュール	
	（1）企画提案説明会	4
	（2）質問の受付	5
	（3）企画提案書・見積書の提出	5
	（4）企画提案のプレゼンテーション	6
6	審査及び結果の通知	
	（1）選考方法	6
	（2）審査結果の通知	6
	（3）企画提案の無効	6
7	契約	
	（1）契約の方法	6
	（2）契約保証金	6
	（3）その他	6
8	その他	
	（1）提案のための費用負担	6
	（2）提案書類の返却	6
	（3）企画提案書の提出辞退	6
	（4）秘密の厳守	6
	（5）担当者の変更	7
9	問い合わせ先	7

1 後発医薬品（ジェネリック医薬品）安心使用促進事業の概要と提案を求める理由

平成29年6月の閣議決定（経済財政運営と改革の基本方針2017「骨太の方針2017」）において、後発医薬品（以下「ジェネリック医薬品」という。）の数量シェアの目標が「後発医薬品の使用割合を平成32年9月末までに80%に達成する」ことに引き上げられた。

平成30年2月時点の本県のジェネリック医薬品の使用割合は、66.6%で全国平均72.5%を下回っており、全国第46位に留まっていた。この使用割合を引き上げることは、本県にとって喫緊の課題となっており、本目標を達成するためには、より効果的な普及啓発事業を今後実施することが重要である。

本年5月に実施した医師、薬剤師、患者及びその家族を対象とした調査の結果、高齢者や子の保護者がジェネリック医薬品の使用に抵抗感があることが明らかになった。

また、山梨県後発医薬品安心使用促進協議会からは「県民全般に対するジェネリック医薬品の知識がそれほど浸透していない」、「医師、薬剤師が患者に説明する際に使用するツールがない」との指摘があった。

このことから、広く県民にジェネリック医薬品の正しい情報の周知を図ること、特に、高齢者と子の保護者を重点年齢層と位置づけ普及啓発を行うとともに、医師、薬剤師が患者にジェネリック医薬品の説明を行う際に使用する説明用ツールを作成することとした。

更に感染症、呼吸器疾患の患者の多い1月を「ジェネリック医薬品使用促進強化月間」とし、この期間に集中的に県民への普及啓発を実施することとする。

以上のように、ジェネリック医薬品の正確な情報を広く県民に周知することを目的とする県民への啓発及び患者説明用ツールについて企画提案を求めるものである。

2 業務の内容

(1) 名称

後発医薬品（ジェネリック医薬品）安心使用促進事業

(2) 委託内容

別紙「後発医薬品（ジェネリック医薬品）安心使用促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

金7,661,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

3 企画提案に係る日程

ア) 募集開始	平成30年10月10日（水）
イ) 委託業務内容説明会	平成30年10月12日（金）
ウ) 参加表明書提出期限	平成30年10月18日（木）
エ) 質問票提出期限	平成30年10月23日（火）
オ) 企画提案書提出期限	平成30年10月30日（火）
カ) プレゼンテーション審査	平成30年11月 1日（木）
キ) 審査結果通知	平成30年11月 2日（金） 発送

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加表明書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき厚生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（厚生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- オ 平成25～29年度において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。
- カ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) 参加表明書及び添付書類

次に掲げる参加表明書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 参加表明書（様式1）
 - イ 誓約書（様式2）
 - ウ 同種・類似業務実績整理票（様式3）
 - エ 実施体制表（様式4）
 - オ 業務担当者（主たる担当者）調書（様式5）
- ※ 会社概要等のパンフレット類がある場合は、それを添付すること。

(3) 参加表明書の提出期限

平成30年10月18日（木） 午後5時まで

提出は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(4) 参加表明書の提出場所

山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当 岸本・井出

所在地 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県庁本館5階Sゾーン

電話 055-223-1491（直通）

055-237-1111（代表） 内線3453・3461

メールアドレス kishimoto-ufh@pref.yamanashi.lg.jp

aoyagi-acdv@pref.yamanashi.lg.jp

※メールは担当者2名に送付してください。

(5) 参加表明書の提出方法

申請書の提出は、持参または郵便によるものとし、上記期限までに提出先に必着のこと。

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 企画提案説明会

ア 日時・場所

平成30年10月12日（金）

時間、場所は別途通知する

イ 企画提案説明会への参加申込み

平成30年10月11日（木）午後5時までに、メール又は電話で申し込むこと。

電 話 055-223-1491（直通）

055-237-1111（代表） 内線3453・3461

メールアドレス kishimoto-ufh@pref.yamanashi.lg.jp

aoyagi-acdv@pref.yamanashi.lg.jp

※メールは担当者2名に送付してください。

(2) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式6）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

・山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当 岸本・井出

・メールアドレス kishimoto-ufh@pref.yamanashi.lg.jp

aoyagi-acdv@pref.yamanashi.lg.jp

※メールは担当者2名に送付してください。

イ 受付期間

平成30年10月10日（水）から10月23日（火）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込者すべてに対し、原則電子メールで行うが、場合によっては閲覧により行う。その場合、次のとおりとする。

(a) 閲覧期間・時間

平成30年10月16日（火）から10月23日（火）

平日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

(b) 閲覧場所

福祉保健部衛生薬務課

山梨県庁本館5階Sゾーン

(3) 企画提案書・見積書の提出

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 企画提案書

- ・企画提案書（様式7）に、次のような書類を作成し添付すること。
- ・A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3折込可）
- ・日本語表記で11ポイント以上
- ・委託予定事項の個別の作業スケジュールを示すこと。
- ・その他、仕様書を参照のこと。

イ 見積書

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

ウ 提出部数及び提出方法

- ・企画提案書：正本1部、副本6部
- ・見積書：正本1部

※ 持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。

エ 提出期限

- ・平成30年10月30日（火）午後3時
- ・受付は平日の午前9時から正午および午後1時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時まで）

オ 提出先

山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当 岸本・井出

所在地 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県庁本館5階Sゾーン

電 話 055-223-1491（直通）

055-237-1111 (代表) 内線3453・3461
メールアドレス kishimoto-ufh@pref.yamanashi.lg.jp
aoyagi-acdv@pref.yamanashi.lg.jp
※メールは担当者2名に送付してください。

(4) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・場所

平成30年11月 1日 (木)

時間、場所は別途通知する

イ プレゼンテーションの時間

1社30分(提案書説明20分、質疑応答5分、入退室5分)を予定

ウ その他

提案説明者は、実施体制表に記載した者のうち主担当になる者が行うこと。

プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前のプロジェクターの持込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。

プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

6 審査及び結果の通知

(1) 選考方法

企画提案書及び企画提案のプレゼンテーションの内容及び経費について総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後速やかに参加者あて通知する。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) その他

仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。

8 その他

(1) 提案のための費用負担

企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提案書類の返却

提出された書類は返却しない。

(3) 企画提案書の提出辞退

参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「不参加表明書(様式8)」によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

(4) 秘密の厳守

提案により知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(5) 担当者の変更

やむを得ない理由により、配置予定担当者が業務完了までの間に変更となる場合は、事前に県の了解を得ること。

9 問い合わせ先

山梨県福祉保健部衛生薬務課 薬務担当 岸本・井出

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館5階Sゾーン

電話番号 055-223-1491

FAX番号 055-223-1492

メールアドレス kishimoto-ufh@pref.yamanashi.lg.jp

aoyagi-acdv@pref.yamanashi.lg.jp

※メールは担当者2名に送付してください。